



# Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会(大阪) 第4回 債権法改正について ~民法改正法の成立をうけて~

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 高安 秀明 / 弁護士 中山 貴博

ウエストロー・ジャパンと大江橋法律事務所では、企業の法務部門の方々を対象に、日々の業務の問題点の解決と最新の実務動向を共有することを目的とした、ワークショップ形式の勉強会を開催しております。

第4回目のテーマは「債権法改正について～民法改正法の成立をうけて～」です。

いわゆる債権法改正を内容とする民法改正法が本年5月26日に成立しました。債権法改正については、2009年4月に民法(債権法)改正検討委員会が「債権法改正の基本方針」を発表してから既に8年が経過し、2015年3月の法案の国会提出からも2年以上が経過しております。そのため、債権法改正の施行に向けての準備についても、緊張の糸が切れてしまい、失われた意欲を取り戻すのに苦労されている方も多くいらっしゃるのではと推察します。

本勉強会では、3年内の施行に向けて、債権法改正における重要な改正点、債権法改正が企業活動に与える影響等について解説いたします。

日時：2017年7月12日(水) 17:00～18:30  
会場：大江橋法律事務所 大阪事務所 27階会議室  
〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18  
中之島フェスティバルタワー27階  
<http://www.ohebash.com/jp/map.html>  
定員：40名  
参加費：無料  
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺  
お申し込みはこちら：<http://www.westlawjapan.com/event/study/170712s.html>  
お問い合わせ先：[brand@westlawjapan.com](mailto:brand@westlawjapan.com)  
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者の方にのみ配布いたします。



プログラム  
17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)  
\*開催場所の都合により懇親会はございません。

※本勉強会は、企業の法務部門でご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。

また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

## 講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士 高安 秀明(たかやす ひであき)

1992年東京大学法学部卒業後、自治省勤務を経て、2000年弁護士登録・大江橋法律事務所入所。

契約法関係に関するセミナーとして、債権法改正に関するもの他、「企業間取引における訴訟を見据えたクレーム対応の留意点」(商事法務債権実務管理研究会、2010年9月・11月)、「事業会社リスク管理のための契約書作成の実務 契約総論・売買契約」(同、2017年1月)

弁護士 中山 貴博(なかやま たかひろ)

2009年神戸大学法学部卒業、2011年神戸大学法科大学院卒業、2012年弁護士登録・大江橋法律事務所入所。

紛争案件を中心に、企業間の契約に関する案件を数多く担当。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：[www.westlawjapan.com](http://www.westlawjapan.com) お問い合わせ：[brand@westlawjapan.com](mailto:brand@westlawjapan.com) 0120-100-482 (月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WL1243\_201706\_FD